

児童生徒に関する学校生活上のルールについて

①登下校時

	小学生	中学生
登下校手段	・ 徒歩（帽子をかぶる） ・ 通学路を守り、寄り道をしない。	・ 徒歩 ・ 通学路を守り、寄り道をしない。
登校時間	・ 7時50分～8時20分（通常7時50分に開門） ・ 登校後は、忘れ物を家に取りに帰らない。 ※8時20分に門を通過できなければ遅刻とする。	
再登校	・ 服装は標準服 or 体操服 ・ 忘れ物等での再登校時、1～4年は保護者と一緒に、5・6年は一人での再登校を可とし、16時50分まで受け付ける。	・ 服装は標準服 or 体操服 or クラブ着 ・ 忘れ物等での再登校時、16時50分まで受け付ける。

②服装・頭髪 ※9年間を通し「いつでもそのままの服装・頭髪で進路試験・面接に臨める姿」を指導

	小学生	中学生
制服	・ 学校指定のズボン・ブルゾン ・ シャツを出すなど、着崩さない。 ・ ズボンとスカートの選択は自由。 ・ スカート丈はひざ下が隠れる長さ。 ・ 厳冬期は学校指定の長ズボンを着用可。 ・ 5年生以上は中学校の制服着用可。 ・ ベスト・セーター・カーディガンは黒・紺・無地のものを着用すること。	・ ブレザー・スラックス・スカート・ネクタイ・リボン・ベスト・セーターは学校指定のもの。 ・ スラックスとスカート、リボンとネクタイの選択は自由。 ・ スカート丈はひざ下が隠れる長さ。 ・ シャツを出すなど、着崩さない。
(小)ポロシャツ (中)カッター	・ 第一ボタンははずしてもよい。 ・ どこで購入してもよい。	・ ブレザーを着用していない時は、第一ボタンははずしてもよい。
帽子	・ 登下校、外遊び、体育の時にはかぶる。	
靴下	・ 白・黒・紺・グレー（ワンポイント可）。華美でないもの。	・ ルーズソックスは禁止。
靴	・ 色は自由。活動しやすい運動靴。 ・ 厚底靴や革靴等底の固いものやブーツ仕様のもの等運動に適さない靴は禁止。	
ベルト		・ 黒（無地）
カーディガン セーター ベスト	・ ブルゾンの下にセーター、ベスト、カーディガン（無地の黒・紺）を着用可。 ・ ブルゾンからはみ出さないようにする。 ・ 登下校時は必ずブルゾンを着用する。	・ 学校指定（「og」の刺繍入り）のセーター、ベストを着用する。 ※令和6年4月より運用
タイツ スパッツ	・ 必要に応じてタイツやスパッツ（黒・紺・白）を着用してもよい。 ・ 体育時はタイツやスパッツは禁止。	
名札	・ 登校してから教室で受け取り、下校前に預ける。	・ 登校してから教室で受け取り、下校前に預ける。 ・ 3日間の着用がない場合は保護者連絡し、購入の相談をする。

	小学生	中学生
防寒着	・寒い日は登下校時制服の上から着用可(ランドセルに入るウインドブレーカーなど)。 ・手袋は登下校・外遊び・体育の授業中は可。 ・マフラー・耳あては禁止	・上着・マフラー・ネックウォーマー・耳あて・手袋は登下校時のみ可
体操服	・体操服用の肌着を用意することや着用に関しては強制しない。	
頭髮	・染色・パーマ・編み込み・剃り込みなど、学園が不適切と判断した髪型は禁止。 ・体育授業時、長髪の方は必ずくくる。	
髪ゴム ヘアピン	・髪ゴム・ヘアピンは黒・紺・茶で何もついていないもの。	
化粧・ピアス など装飾品	・化粧、ネックレスやブレスレッド、ミサンガ、リストバンド、ピアス、大きなヘアピンなど、学習に必要なものはつけない。 ・爪は切ること。マニキュアは禁止。	

③持ち物

	小学生	中学生
カバン (背負い型)	・キーホルダーやお守りなど小さいもの1つのみ可。(他の人のものと見分けやすくするため)	
携帯電話 など学校に必要 のないもの	・基本的に持ってこない。 ・家庭の事情で、やむをえず携帯電話を持ってくる場合は、登校直後に職員室で預かり、下校時に返却する。 ・自己申告せずに携帯電話を所持し、教師が見つけた場合、その場で教師が預かり、指導。1度目は下校時に返却し、保護者連絡。2度目以降は保護者に取りに来てもらう。	
飲み物	・お茶か水(暑い時期は多めに持ってくる)。 ・忘れた児童は、職員室でペットボトルのお茶と貸し出しの紙を受け取る。貸し出しの紙を連絡帳にはり、後日新品のペットボトルを返却する。	・自動販売機で買ってもよい。(朝、10分休憩、昼休み、放課後) ・お金の貸し借り、おごりあい禁止。 ・水筒を持ってくる場合の中身は、自動販売機にあるものなら可。 ・水筒、お金を忘れた生徒の対応は、小学生と同様。

④放課後の過ごし方

	小学生	中学生
放課後	・校区外へは行かない。(フレスポ、そよら、ドンキホーテ、大泉緑地、レインボー、サンコー、金岡プール、イオンモール、ラウンドワンなど) - ただし、北堺警察署へは行ってよい(助けを求める・落とし物を届ける等) ・交通ルールを守る。自転車乗車時はヘルメット着用。二人乗りは禁止。	・交通ルールを守る。自転車乗車時はヘルメット着用。二人乗りは禁止。

※「児童生徒に関する学校生活上のルール」は、社会情勢の変更や児童会・生徒会からの意見などを踏まえ、検討や変更する場合があります。